

平成19年9月定例県議会付議案

議案第 1号 平成19年度鳥取県一般会計補正予算

議案第 2号 同 鳥取県収入証紙特別会計補正予算

議案第 3号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

議案第 4号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算

議案第 5号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（職員課）

国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正され、育児休業をした職員の職務復帰後における給料の号級調整の取扱いが改められたことにかんがみ、本県においても同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うものである。

（概要）

育児休業期間の100/100以下（現行 1/2）の期間を引き続き勤務したものとみなして、職務復帰時の給料の号級調整を行う。（平成19年8月1日以降の育児休業からの職務復帰について適用）

[公布施行]

議案第 7号 鳥取県税条例の一部改正について（税務課）

産業廃棄物処分場税関係

産業廃棄物の発生抑制等に資するため、適用期間を平成25年3月31日まで延長する。（現行 平成20年3月31日まで）

狩猟税関係

- ・ 狩猟者の登録を受ける者が、県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する場合に適用する狩猟税の税率を規定する。
- ・ 県外の者その他の証紙を購入することが困難な者が狩猟税を納付する場合、出納員管理口座への振り込みによる納付を可能にする。

[公布施行 ほか]

議案第 8号 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例等の

一部改正について（税務課）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が制定されたことにかんがみ、本県における企業立地の促進に資するため、不動産取得税の課税免除に関する規定を設けるための所要の改正を行うものである。

（概要）

産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日から起算して5年以内に、対象施設を設置した事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋又は土地の取得について、不動産取得税の課税免除を行う。

（課税免除の対象業種及び適用要件）

業 種	対象施設の取得価額の合計額
製造業	5億円超
情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所	3億円超

[公布施行]

議案第 9号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（指導管理課、くらしの安心推進課）

温泉法の一部が改正され、許可を受けて温泉の掘削等を行う者の相続・合併に際し、知事の承認を得ることにより、相続人・合併後の法人等がその地位を承継できるようになった（現行 改めて知事の許可を要する）ことに伴い、その申請の手数料を定める等所要の改正を行うものである。

区 分	手 数 料 の 額	
	単 位	金 額
土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継に係る承認 ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位 の承継に係る承認	1 件につき	7 , 4 0 0 円
温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継に係る承認		

[平成19年10月20日施行]

議案第 10号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の
一部改正について（分権自治推進課）

都市計画法の一部が改正され、国、都道府県等が行う開発行為等も許可を要することとされ、当該許可の特例としての協議制度が設けられたことに伴い、既に開発行為等の許可の事務を移譲している市町に当該協議についての事務の権限を移譲するため、所要の改正を行うものである。

[平成19年11月30日施行]

議案第 11号 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について（障害福祉課）

鳥取県特別医療費助成制度を今後も安定した持続可能な制度とするため、所要の改正を行うものである。

（概 要）

障害者への医療費助成について、所得に応じ、本人に医療費の一部負担を求める。

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、小児の通院に係る助成対象年齢を小学校就学前までに拡大する。（現行 5歳未満まで）

入院時の食事療養に係る費用の助成を廃止。

[平成20年4月1日施行]

議案第 12号 都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例の廃止について（景観まちづくり課）

都市計画法の一部が改正され、市街化調整区域における開発行為に係る許可基準のうち、開発区域の面積が一定の面積を下らないこと等を要件とするものが廃止されたことに伴い、当該一定の面積を定めた条例を廃止する。

[平成19年11月30日施行]

議案第 13号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（警察本部会計課）

和解の相手方：琴浦町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金45,800円を和解の相手方に支払う。

概 要：平成19年4月19日、警察本部交通部運転免許課の職員が、和解の相手方から運転免許の再取得に関する問い合わせを受けた際、受講する必要がない講習を受講するよう誤った教示をしたことにより、和解の相手方が損害を被ったものである。

議案第 14号 境港管理組合規約の一部変更に関し鳥根県と協議することについて（空港港湾課）

境港管理組合に港湾整備事業特別会計を設置するため、境港管理組合規約の一部を変更することに関し鳥根県と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

[平成20年4月1日施行]

議案第15号 特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部負担に関し同意することについて（空港港湾課）

〔 水産庁が行う特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部を県が負担することに同意することについて、漁港漁場整備法第20条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。
（県負担額）平成19年度事業費127,000,000円のうち5,778,500円(45.5/1,000)を限度とした額。 〕

議案第16号 平成18年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）

議案第17号 平成18年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成19年7月4日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用総額856,218円について、平成19年7月から全額返還するまで毎月5,000円ずつ県に支払うこと。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年7月13日専決)(道路企画課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金11,000円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成19年1月19日、和解の相手方が、一般県道鳥取河原自転車道線を自転車で走行中、路面を横断している溝の上を通過した際、溝ぶたの隙間にはまり、同車両が破損したものである。

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整理に関する条例の設定について(平成19年7月27日専決)(職員課)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係する条例中引用している条項の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ・ 職員の育児休業等に関する条例
- ・ 任期付職員の採用等に関する条例
- ・ 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・ 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・ 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

[平成19年8月1日施行]

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年8月2日専決)(警察本部会計課)

和解の相手方：甲 名古屋市 企業

乙 岡山市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金174,962円(県過失10割)を和解の相手方甲に、人身損害に対する損害賠償金63,250円を和解の相手方乙にそれぞれ支払う。

事故の概要：平成16年6月22日、倉吉警察署の職員が、公務のため普通特種自動車(パトカー)を運転中、反対車線を逆行する道路交通法違反の原動機付自転車を緊急走行で追跡した際、対向してきた岡山市在住の個人が運転する和解の相手方甲所有の小型乗用自動車に当該原動機付自転車が衝突したのに続いて衝突し、双方の車両が破損するとともに、小型乗用自動車に同乗の和解の相手方乙が負傷したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年8月3日専決)(畜産課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金60,000円(県過失1割)及び人身損害に対する損害賠償金129,395円を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成19年1月24日、鳥取家畜保健衛生所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点を直進する際、左方道路から一時停止を怠り交差点に進入してきた和解の相手が運転する軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損するとともに和解の相手が負傷したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成19年8月10日専決)(県土総務課)

和解の相手方：南部町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金12,490円(県過失1割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成19年3月30日、西部総合事務所の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場で走行していたところ、駐車枠から後退してきた和解の相手方が運転する小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成19年8月10日専決)(道路企画課)

和解の相手方：鳥取市 個人

法定代理人(親権者) 鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金242,133円(県過失2割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成17年9月30日、和解の相手方の被法定代理人が、一般県道伏野覚寺線を通行中、側溝のふたが陥落していた箇所転倒し、同人が負傷したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成19年8月10日専決)(文化課)

和解の相手方：東京都港区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金76,175円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成19年7月6日、文化課の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている軽貨物自動車を運転中、運転操作を誤ってガードレールに衝突し、同車両が破損したものである。

(9) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正について (平成19年8月15日専決)(分権自治推進課)

温泉法の一部が改正されたことに伴い、条例中引用している条項の改正を行うものである。

[平成19年10月20日施行]

(10) 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

条例の設定について (平成19年8月21日専決)(県民室)

証券取引法等の一部が改正されたことに伴い、関係する条例中引用している用語の改正等を行うものである。

(改正する条例)

- ・政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例
- ・政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例

[平成19年9月30日施行]

(11) 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する

条例の設定について (平成19年8月23日専決)(県民室)

郵政民営化法等の施行に伴い、関係する条例中引用している用語の改正等を行うものである。

(改正する条例)

- ・政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例
- ・鳥取県議会情報公開条例
- ・政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例
- ・鳥取県個人情報保護条例
- ・鳥取県情報公開条例
- ・鳥取県税条例
- ・風致地区内における建築等の規制に関する条例

[平成19年10月1日施行]

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年8月30日専決)(農政課)

和解の相手方：甲 鳥取市 企業
乙 北栄町

和解の要旨：県は、損害賠償金213,960円を和解の相手方甲に、5,460円を和解の相手方乙にそれぞれ支払う(県過失4割)。

事故の概要：平成19年5月11日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点を直進する際、右方道路から進行してきた和解の相手方甲所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が設置するカーブミラーに接触し、同カーブミラーを破損させたものである。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年8月30日専決)(県土総務課)

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金47,000円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成19年2月2日、中部総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車(除雪車)を運転中、交差点を左折する際、和解の相手方が設置する自動販売機に接触し、同自動販売機を破損させたものである。

報告第2号 長期継続契約の締結状況について

(件 数 新規 13件 変更 2件)